

## 栃木県税務システム導入等業務委託公募型プロポーザル実施要領

### 1 事業の趣旨・目的

税務オンラインシステムは、平成3(1991)年の全面稼働以来30年以上が経過し、度重なる税制改正に伴う修正によるシステムの肥大化・複雑化の結果、増大する運用コストや煩雑な事務処理が課題となっている。

また、ICT技術の発展や社会情勢の変化を背景とした納税者の利便性向上や業務の効率化・高度化への対応も必要となっている。

これらの状況を踏まえ、運用コストの低減や事務処理の合理化等の課題の解決を達成すべく、次期税務システムの導入及び運用をするために実施するものである。

### 2 業務概要

- (1) 業務名 栃木県税務システム導入等業務
- (2) 業務内容 別紙「栃木県税務システム導入等業務調達仕様書」  
(以下「仕様書」という。)のとおり
- (3) 契約期間  
導入 契約締結日から令和8(2026)年12月31日まで  
運用保守 令和9(2027)年1月1日から令和13(2031)年12月31日まで
- (4) 契約金上限額 導入 1,210,000,000円(消費税及び地方消費税含む。)  
運用保守 1,540,000,000円(消費税及び地方消費税含む。)  
各年度の契約金上限は以下のとおりとする。  
※なお、ここで示す上限額とは別に契約手続きの中で予定価格が設定される。

#### ア システム導入費用

年度	契約金限度額(消費税及び地方消費税含む。)
令和6年度	151,250,000円
令和7年度	605,000,000円
令和8年度	453,750,000円
合計	1,210,000,000円

#### イ システム運用保守業務

年度	契約金限度額(消費税及び地方消費税含む。)
令和8年度	77,000,000円
令和9年度	308,000,000円
令和10年度	308,000,000円
令和11年度	308,000,000円
令和12年度	308,000,000円
令和13年度	231,000,000円
合計	1,540,000,000円

- (5) 担当所属及び  
問い合わせ先 〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1-1-20(栃木県庁本館10階)  
栃木県経営管理部税務課税務電算担当システム開発チーム  
電話: 028-623-2793  
電子メール: zeimudensan@pref.tochigi.lg.jp

### 3 参加資格

本プロポーザルに参加する者は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

共同企業体の場合は、全ての構成員が次の（１）～（６）に掲げる要件を全て満たすとともに、代表構成員は（７）の要件を満たす者であること。

- （１）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に規定する者に該当しないこと。
- （２）競争入札参加者資格等（平成 8 年栃木県告示第 105 号）に基づき、「N2 情報関連サービス」の入札参加資格を有する者であること。又は契約締結時までに資格を取得する見込みであること。
- （３）本プロポーザル実施に係る参加表明書及び企画提案書の受付期間において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成 22 年 3 月 12 日付け会計第 129 号）に基づく指名停止期間中でない者であること。
- （４）民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- （５）栃木県暴力団排除条例（平成 22 年栃木県条例第 30 号）第 2 条第 1 号又は同条第 4 号の規定に該当する者でないこと。
- （６）複数の共同企業体の構成員となつての参加や、共同企業体構成員と単独の法人としての重複参加をしていないこと。
- （７）都道府県税務システムの導入及び運用保守の業務実績を有する者であること。

### 4 プロポーザル実施の手続

#### （１）実施スケジュール

ア 実施要領等の公表（公募開始日）	令和 6（2024）年 4 月 12 日
イ 実施内容等に関する質問受付期限	令和 6（2024）年 4 月 23 日 17 時必着
ウ 質問に対する回答	令和 6（2024）年 5 月 1 日
エ 参加表明書の提出期限	令和 6（2024）年 5 月 13 日 17 時必着
オ 参加資格審査結果通知書の送付	令和 6（2024）年 5 月 28 日
カ 企画提案書の提出期限	令和 6（2024）年 7 月 8 日 17 時必着
キ プレゼンテーション	令和 6（2024）年 8 月 8 日
ク 選定結果の通知・公表	令和 6（2024）年 9 月上旬（予定）

#### （２）質疑・回答

プロポーザル方式に参加するにあたり質問事項がある場合は、簡易なものを除き、質問書（別記様式 1）を添付し、電子メールにより提出すること。

- ア 受付期間：公募開始日から令和 6（2024）年 4 月 23 日 17 時まで
- イ 質疑方法：電子メールにより、2（５）に提出すること。
- ウ 回答期日：令和 6（2024）年 5 月 1 日
- エ 回答方法：回答は栃木県ホームページに掲載する。

#### （３）参加表明書の提出

プロポーザルへの参加を希望する者は、参加表明書（別記様式 2）、参加資格確認書（別記様式 3）及び業務実績等調書（別記様式 4）を作成し提出すること。なお、共同企業体にて参加しようとする場合には、共同企業体結成届（別記様式 5）、委任状（別記様式 6）及び協定書の写しを併せて提出すること。

※委任状は、代表構成員以外の構成員が作成し、提出すること。

ア 提出期限 令和6(2024)年5月13日17時まで

※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。

イ 提出場所 2(5)

ウ 提出方法 電子メールによる。到着確認のため、送信後に電話連絡すること。

※参加表明書提出後に参加を辞退する場合、令和6(2024)年7月8日17時までに辞退届(様式任意)を提出すること。

#### (4) 企画提案書の提出等について

参加資格審査の結果、合格となった場合は、仕様書及び別紙「技術提案書作成要領」に基づいて企画提案書を作成し、持参又は郵送により令和6(2024)年7月8日17時までに2(5)に提出すること。

なお、技術提案書は1者につき1提案とする。

※郵送の場合、到着確認のため電話連絡を行うこと。

## 5 審査方法等

### (1) 審査方法

別紙「審査基準」のとおり

### (2) プレゼンテーションの実施

企画提案書等について、プレゼンテーションを実施する。具体的な時間、場所については、別途通知する。

### (3) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

ア 提出書類に虚偽の内容を記載した場合

イ 本実施要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合

ウ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

エ 評価に係るプロポーザル選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を行った場合

オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

## 6 選定結果の通知・公表

契約候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。また、下記項目について栃木県ホームページ(お役立ちインフォメーション-入札・公売)に公表する。

(1) 契約候補者の名称、評価の総合点数及び選定理由

(2) (1)以外の参加者の数及びそれぞれの評価の総合点

※参加者が2者の場合、次点者の評価の総合点は公表しない。

## 7 契約手続

以下のとおり契約を締結する。

(1) 契約候補者に選定された者と栃木県との間で、提案された金額により委託契約を締結する。

(2) 候補者と栃木県との間で、内容について別途調整を行い、協議が調った場合契約を締結する。契約書案は、別紙「栃木県税務システム導入業務委託契約書(案)」に示す。

- (3) 立会人型電子契約サービスを利用した電子契約（契約書を電子データで作成し、押印に代わる電子署名と電磁的記録が改変されていないことが確認できるタイムスタンプを付与するもの）による締結を可とする（候補者が電子契約に同意しない場合は、紙の契約書により締結する）。

締結には、栃木県が指定した電子契約事業者の立会人型電子契約サービスを利用し、候補者は利用に係る費用負担が生じないものとする。なお、候補者は、契約締結に利用するメールアドレスを用意する必要がある。